

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成30年1月23日から2月19日まで

意見提出数：158件・51人

番号	項目	寄せられた意見（すべて原文ママで記載）	意見に対する検討結果
1	全般	<p>毎月2回、小金井みんなの会にボランティアに参加させて頂いております。 今、みんなの会の余暇活動会場は小金井1小の2F視聴覚室を利用しています。 ここは階段しかなく、車椅子や障害のある方の利用にはとても困難です。 このままでは定期的に障害者さん達に余暇を楽しんでもらう会が参加意欲を減退させてしまうだけでなく、それでも参加された方への階段の昇降へ負荷をかけて車椅子の方は、有志ボランティアの方々3~4人掛りで昇降しており大人の障害者さんを車椅子に乗せたまま階段の昇降というのは、相当な重量もありボランティアさんも専門家でもないので不慣れな部分もありいつ事故になってしまうか危険な状況です。 もし、障害者さんもボランティアさんも階段で事故になった場合報道にもネットにも掲載されますし、小金井市の責任問題は図りしれないはずです！ 対策案として ●継続的な階段の昇降ない余暇活動の出来る場所の提供か ●小金井1小2F視聴覚室への昇降機の設置 などが考えられるかと思えます。 早急な対応をお願いします。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連ある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。 また、条例（案）第10条（教育）第1項には「合理的な配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする。」とありますので、環境を整えていくことに努めたいと思えます。</p>
2	2条(4)	<p>細かいことですが、この条例案には気になる表現が散見されます。 どなたかが別の場で指摘されていたことも含まれていますが、思いつくままに箇条書きします。 「<u>正当な理由なく、障害を理由として、～不当な取り扱いをし、～</u>」 ：「正当な」理由のある、「不当な」取り扱いとは何か。不適切な表現。 下線部の削除が妥当。</p>	<p>「正当な理由」については、内閣府の基本方針の「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「2 不当な差別的取扱い」の「(2) 正当な理由の判断の視点」の中に記されています。</p>

		<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>これは、正当な理由のある不当な取り扱いを想定したものではなく、「障害を理由とし」た「不当な取扱い」をしたり、しようとすることを差別であると定義しているものです。</p> <p>その上で、「正当な理由がな」いことを強調しています。</p>
10 条	<p>「～障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう～」 ： 障害のある子どもを、障害を理由として別の教育を受ける、と受け取れる。 下線部の削除が妥当。</p>	<p>条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
10 条 2	<p>「市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。」 ： ここで言われている「研修の充実」が、どう「教育が行われる」ことにつながるのか不明。そもそも「研修の充実」は条例に謳うことなのか疑問。 第 9 条(相互理解の促進) と併せて、条文の再検討が必要。</p>	<p>差別解消法第 5 条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、障がいのある人もない人も共に尊重し合うためにも、特別支援教育等の研修は重要であるため、このようにしています。</p>
付則 2	<p>「市長は、～必要があると認めるときは、～必要な措置を講ずるものとする。」 ： 市長が必要を認めなければ何もしない、と読める。下線部の削除が妥当。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます(特定相談・助言・あっせん等)。その</p>

			ため、必要があると認めるときに、必要な措置が柔軟にできるようにと考えるので、このようにしています。
9・10 条	<p>障害者差別解消法施行を受けて、この市条例（案）第1条（目的）には、単に差別を解消することのみならず、その先の共生社会実現のために運用されるものとされており、その意は条例の名称にも表現されています。</p> <p>「地域共生社会」、「地域包括ケアシステム」、「ソーシャルインクルージョン」の実現の礎となる福祉人権教育の実施（相互理解の促進）の条項と、障害の有無にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障（インクルーシブ教育の実施）するための条項は、共に重要で、中核をなすべきものと考えます。やはり、まずは第9条（相互理解の促進）において、1項：市民・事業者への理解の普及啓発と、2項：学校教育における福祉人権教育の実施のための教育関係機関の関与を規定すべきです。そして第10条（教育の機会の保障）として、インクルーシブ教育の実施（に向けたシステムの構築でも、何でもいいですが）を謳うべきと考えます。</p> <p>これによって、障害保健福祉分野に教育分野の知恵が注がれることとなります。我々障害保健福祉分野の実践家に欠けているのは、「教育」の知識と技術です。「教育」の目的であり、役割は「生活する、生きる術を引き出し、育む」ことと考えています。よって、「共に学び共に生きる社会を目指す」ための大きな力を持っているのは「教育」だと言えるでしょう。そのための知恵も実績も持つ、「教育」のプロフェッショナルである学校教員をはじめとする教育関係者の積極的な関与が、ソーシャルインクルージョン、「我が事・丸ごと」の地域づくりには不可欠のものであり、我々も彼らの登場を待ち望んでいます。</p> <p>我々、障害保健福祉と教育の専門家とが「共に学び」合えない、協同できないことこそが、合理的配慮を欠く、社会的障壁であり、それを除去しないのは、第4条（市の責務）に反するとも考えられます。</p>	<p>第9条は、市が、市民や事業者に向けて、相互理解の促進をするものと規定しており、「共生社会」等の市民全体の理解について謳っています。</p> <p>後段につきましては、貴重なご意見としていただきます。</p>	
3 前文	それに対して → こうしたなかで	<p>前文には通常、その法律の理念を強調し、制定の趣旨や目的、基本原則を述べる文章が書かれています。</p> <p>本条例案も、前文には、制定の趣旨や目的が述べられています。</p> <p>そのため、「それに対して」とは、「社会的障壁に対して」という意味を含めて用いています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>	

	前文	平成18（2006）年 以下が元号表記のため	全てを元号表記としたいところでしたが、国際連合という国際的な内容がありましたので、西暦表記といたしました。 貴重なご意見としていただきます。
	前文	「 <u>私たちは、… 制定する</u> 」→小金井市は か？	前文には通常、その法律の理念を強調し、制定の趣旨や目的、基本原則を述べる文章が書かれています。 本条例案も、前文には、制定の趣旨や目的が述べられています。 我が事として感じていただくために、「私たちは」といたしました。 貴重なご意見としていただきます。
	2 条 (3)	ただし社会通念上、その実施に伴う <u>負担が過重になるものを除く</u> →負担過重を理由に抜け道ができる恐れがある。もう少し具体的に詳述して欲しい。	合理的な配慮をするにあたり、「過重な負担」は、内閣府の基本方針にも定められており、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 貴重なご意見として、いただきます。
	6 条 2	全体として意味不明。障害者の差別をどのようになくすのか、ここにも「負担が過重でないとき」という文言があるが、負担が過重でなければ差別してもいいように受け取られる。第8条との関連もあり、再度、分かりやすい文章に改めて欲しい。	「過重な負担」は、内閣府の基本方針にも定められており、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 合理的な配慮をするにあたり、様々な場面が想定されるため、柔軟に対応できるよう、このようにしています。 ご意見につきましては、本条例の周知の際の参考とさせていただきます。
	13 条	「これに協力しなければならない」「調査に協力するよう勧告することができる」→「対象者のプライバシーをどのように守るべきか」の視点が抜けている。障害者およびその家族のプライバシーを守ることの重要性がこの条例には盛り込まれていないように思われるので、検討して欲しい。	個人情報保護法及び市個人情報保護条例に基づき、適切に対応してまいります。 貴重なご意見としていただきます。
4	8 条	この度、新しく障害者のある人もない人も共に生きる社会を目指す小金井市条例ができることを歓迎すると共に、条例案作成に尽力された方々に感謝申し上げます。	差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このよ

	<p>第8条に関してのコメントを書きます。</p> <p>説明会ではいわゆる65歳問題は(9)のその他に入ること、そして厚労省が出す「共生型サービス」を鑑みて対処していくという回答をもらいました。</p> <p>63歳の時に難病で障害者手帳の交付を受けた者ですが、65歳になったその日から、介護保険の受給者になりました。日々リハビリが必要で、病気の進行に不安を持って生活している私は将来介護保険制度の中だけで自立した生活を維持できないのです。1日3時間までの支援でどのように生きていけば良いのでしょうか。介護保険が社会的障壁になってしまうのは悲しいことです。介護保険が優先事項であると決めつけないことを条例に加えていただきたい。</p>	<p>うにしています。</p> <p>個別具体的な内容については、市自立生活支援課や、障害者地域自立生活支援センターにてご相談をお受けします。</p>
3条	<p>次に第3条に関してのコメントです。</p> <p>差別をなくす取り組みは、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を……とあります。</p> <p>そこで、「性別や年齢等」の表記ですが、「等」で済まさないで、マイノリティへの配慮を表すことを要望します。女性、子ども、LGBT、国籍、人種、民族を加えることは、新しい時代の条例にふさわしく、障害者はマイノリティなのでから自覚的であることが必要です。</p>	<p>条例案第2条(2)に、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義しています。</p> <p>「等」というのは、これから、他にも配慮すべきことが出現した際に対応できるようにするため、そのように規定しています。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
5	<p>「市は共生社会の実現に向けて市民及び事業者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする」とありますが、以下の条文を付け加えてください。</p> <p>意見…9条2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。</p> <p>理由…障害者計画・第5期障害福祉計画(素案)基本目標1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり①広報・啓発活動の充実(130~131ページ)の中で「小・中学校の教育に体験的な学習を取り入れた福祉教育を推進します」とあり、児童及び生徒が障害者に対する理解を深める教育の重要性を施策にあげています。障害者はいじめの対象にもなりかねず、この防止の意味でも、市と教育委員会が相互に連携を図り実施していくことが重要です。</p>	<p>条例案第9条の「市民」には、児童及び生徒も含むものと考えております。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
10条	<p>「市は障害の有無に関わらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを、基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする。」とありますが、以下のように訂正してください。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員</p>

	<p>意見…市は、障害の有無に関わらず、全ての幼児及び生徒が共に生き、共に育ち合うため、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な環境を整えるものとする。</p> <p>理由…障害のあるなしに関わらず一般的な教育が必要であり、障害の有る幼児及び生徒はその障害特性に応じた教育も必要です。合理的配慮は努力ではなく、義務であるため「努力」を削除しました。</p>	<p>に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p>
10条2	<p>「市は幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育の研修の充実を図るものとする。」は以下のように修正してください。</p> <p>意見…市は幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が重要と認識し、その実施のための措置を講ずるものとする。</p> <p>理由…市が示している案は関係職員に対する特別教育の研修の充実限られています。第5条（市民等の責務）で示されているように市民及び事業者の理解と協力のもと、共に学び共に生きるために必要です。</p>	<p>「特別支援教育等」とし、特別支援教育に限らず、障害者差別解消などの研修の充実を図り、関係法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
付則2 (検討)2	<p>市の案は「この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする」とありますが以下のように修正して下さい。</p> <p>意見…上記「必要な措置」の「必要」を削除してください。</p> <p>理由…2月12日の市民説明会の述べられているように、そもそも示された条例案は「検討不足で不十分である」と言われています。必要があるときのみ検討を加えるのではなく、少なくとも施行3年後には見直さなければなりません。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます(特定相談・助言・あっせん等)。そのため、必要があると認めたときに、必要な措置を柔軟に対応できるようにと考えますので、このようにしています。</p>
全般	<p>今後の検討スケジュールについて</p> <p>意見…市は、パブリックコメントを重視すると言われていました。パブリックコメントの募集は1月23日から2月19日です。パブリックコメント終了から3日後に自立支援協議会において市の条例案を了承したいとしています。市はたった3日間で市民の意見等を検討し、条例案に反映できるのでしょうか。パブリックコメントはしばしば「通過儀礼に過ぎない」と言われています。また、自立支援協議会は2月23日、1回の開催で市の案を了承するのでしょうか。パブリックコメントは、市民説明会での質疑と同様に、それ以上に市民の意見を聞くために重要です。市民説明会では自立支援協議会は、条例案はすでに私たちの手から離れている」言われました。この発言は責任放棄とも受け止められます。</p> <p>昨年10月施行が6か月遅れて今年4月になり、これ以上遅らせるわけにはいかないとしてい</p>	<p>小金井市地域自立支援協議会において、約3年にわたり当条例(案)の協議を続けており、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、また、市民意見交換会も2回行っています。</p> <p>市といたしましても、地域自立支援協議会には多大なご協力をいただいていると考えております。</p> <p>条例(案)本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご</p>

		<p>ますが、この6か月間何回、何時間検討されたのでしょうか。かつて、ごみ処理建設場所市民検討委員会は他市にお願いする広域支援のため検討期間の制限がありました。これを踏まえ1回の会議に、9時間以上の検討時間をもったこともありました。論議を尽くすまで検討する姿勢が必要だったのではないかと思います。「スケジュールありき」で決めることなく内容の検討を十分行ってください。</p>	<p>意見としていただきます。</p>
6	全般	<p>第4条（市の責務）に「その他の法令との調和」とあるためか、法律との整合性を意識された内容となっており、小金井市の独自性がどこにあるのかわかりません。</p>	<p>第1条（目的）の中にあるとおり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり」、取組を推進していくことを目的としており、関係する法令と整合を取りながら取組をしていくことと考えています。</p> <p>独自性ということでは、まず、この条例を制定していくこと自体が独自であると考えています。</p> <p>前文には、制定の趣旨や目的が述べられています。</p> <p>まず、前文の前半では障がい者差別の現状、そしてそれを解消していくためには障がいや障がいのある人への理解の重要性や配慮について「学ぶ」事が大切であることをうたっています。</p> <p>また、「共に学び」とあるように、特に教育のみの第10条を制定しているところも独自と考えています。</p>
	全般	<p>わずか6頁の条例（案）に、「障害」、および「障害者」が57回使われています（法律の名称を数えず）。これだけ読み手に「障害」、「障害者」を多用すると、障害のある人となない人は別な存在であると強調されているようであり、「共に生きる社会」とは矛盾しませんか。</p> <p>「障害者」の言い換えとしては、第2条の定義にあるとおり、「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」を提案します。</p>	<p>第1条の目的に「この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、取組を推進していくことを目的としており、前文にあるとおり、「依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在」していることが社会的障壁となっている状況があります。その解消のための条例ですので、「障害」「障害者」の表現を多く用い</p>

			ていることはご了承ください。
	10 条	<p>1) 合理的な配慮のために必要な環境、「必要な」は不要と考えます。</p> <p>2) 2 項 「特別支援教育等の研修」 特別支援教育は分け隔てる教育です。「共に学ぶ教育」とすることを提案します。</p> <p>3) 2 項 「研修の充実を図るものとする」 「研修」と限定するのは何故でしょうか。 「必要な措置を講じる」とすることを提案します。 ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>差別解消法第 5 条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p>
7	9 条	<p>本条例の（基本理念） 3 条 2 において「差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない」とあります。八王子市の条例にも小金井市の 9 条と同様の項目（市民等の理解の促進）があり、施行後 3 年経過した 2 8 年の改正において「特に子どものころから理解を進めることが大切であると認識した」ため差別解消法の国基本方針に準拠し、児童及び生徒の障害理解教育に教育委員会と連携して取り組む旨を条例に明記し、（市民等の理解の促進）を「市民及び事業者」「児童及び生徒」「全ての職員並びに指定管理者及び市外郭団体」と 3 項に分け定めています。これに基づき小学生向けの障害理解のガイドブック及び学習指導案並びに障害理解教育に参加してくれる事業者や障害者団体のリストを作成するなどの準備をし、2 9 年度から授業の中で活用するという事です。小金井市の条例（教育） 1 0 条 2 では職員の研修の充実しか書かれておらず児童及び生徒の障害理解教育については極めて不十分ですから、小金井市においても児童及び生徒の障害理解教育については（相互理解の推進） 9 条 2 として定める必要があるのではないですか。また、3 として全ての職員並びに指定管理者及び市外郭団体も同様に定めるべきではないですか。（相互理解の推進）を市民及び事業者だけにしてしまうと市民一般の中で具体的な取組が部分的になったり遅れてしまったりするのではないですか。</p>	<p>条例案第 9 条の「市民」は、児童及び生徒も含むものと考えております。 貴重なご意見としていただきます。</p>
	10 条 2	<p>障害や障害者を理解するための教育は、市の障害者計画に何度にも渡って福祉・人権教育を実施していると書かれてきており、市内の小中学校では以前から行われていることなので「行われるよう」では実態に合っておらず、既にやっていることを縮小されるのではと懸念されます。 今回の障害者計画（案）でも福祉・人権教育で現行よりも後退する内容になっていたため、</p>	<p>前半部分は、条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。 また、後半部分につきましては、差別解消法第 5 条に「行政機関等及び事業者は、社会的障</p>

	<p>パブリックコメントで現在の内容を維持するようという意見が多く出されてきました。「行われるよう」ではなく「充実するよう」とか「必要であるから」というようにすべきではないですか。</p> <p>また、この項目では「研修の充実」といった必要な措置の一つを取りあげ、それしかやらないように取れるので「研修の充実など必要な措置を講ずる」としたほうが良いのではないですか。それとも「研修の充実」しかやらないということでしょうか。</p>	<p>壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p>
2条(4)	<p>「正当な理由なく、」は削除すべきです。「正当な理由がある差別」とはどのようなものでしょうか。そもそもこの条例の(目的)1条の中に「障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、」とあります。その条例で正当な理由があれば差別が許されるような定義でいいのでしょうか。</p> <p>また、(差別の禁止等)6条も「正当な理由なく差別をしてはならない」と読むということでしょうか。</p>	<p>「正当な理由なく」は、内閣府の基本方針にも定められており、差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>これは、正当な理由のある不当な取り扱いを想定したのではなく、「障害を理由とし」た「不当な取り扱い」をしたり、しようとすることを差別であると定義しているものです。</p> <p>その上で、「正当な理由がな」いことを強調しています。</p>
10条	<p>「個々の障害に応じた教育」は幼児、児童の時期に障害が確定できないケースも多いため「個々に応じた教育」の方が良いのではないですか。12月のシンポジウム案では「個々に応じた教育」となっていました。</p> <p>また市内には学芸大学もあり、提携して障害理解のためのパンフレットを作成し小中学校の授業で使用するなど市内の小中学校でインクルーシブ教育に取り組むようなことはできないでしょうか。小金井市ならでのことだと思いますが。</p>	<p>条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
付則(検討)2	<p>「必要があると認めるときは、」は削除すべきではないですか。市長が必要と認めなければ検討しないこととなります。この条例は社会の変化に応じて見直し、障害当事者等の意見を反映し検討すべきだと思います。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が、差別解消の取り組みを、行っていきます(特定相談・助言・あっせん等)。そのため、必要があると認めたときに、必要な</p>

			措置を柔軟に対応できるようにと考えますので、このようにしています。
12条 2	<p>「ただし当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは」とありますが、「おそれがある」というのは主観的なものなので非常にあいまいな判断になると思いますし、申立てを受ける所によって判断が異なったり、あるいは判断を誤ることもあると思いますので、「おそれがある」は削除するか、他市のように「意に反することが明らかであると認められるときは」のようにした方が良いのではないですか。</p> <p>また、これは申立てをする時に事前にチェックをするということでしょうか。受け付けた人がその場で内容を確認して、その人が判断しダメな場合はその場で却下するのでしょうか。短時間に「おそれがある」という主観的判断で却下され、その判断が後に誤りであると判明した場合はその責任は市長が負うのですか。</p> <p>条例を施行する際は予算が付き委託先など体制が整ってからの方が良いのではないですか。</p>	<p>差別解消法の内閣府の基本方針を踏まえ、建設的な対話を促すことにより、対応することを考えております。</p> <p>申立てをすることについて、当事者の意思を最大限尊重するために「おそれ」という文言を入れてあります。</p>	
2条 (4)	<p>「正当な理由なく、障害を理由として、～」の表現ですが、「正当な理由なく、」が文頭に来ているため、「正当な理由のある不当な取扱は許される」と誤解されるような表現なので、次のようにしてはいかがでしょうか、「障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取り扱いをし、又はしようとする事、及び正当な理由なく、合理的配慮をしないことをいう。」</p> <p>他市では定義の条文で用語の意義として差別について次のように定めているところもあります。「障害を理由として、差別することその他の権利権益を侵害する行為をいう。」</p> <p>「正当な理由なく、」という言葉は入っていません。以上よろしくご検討ください。</p>	<p>「正当な理由なく」は、内閣府の基本方針にも定められており、差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>これは、正当な理由のある不当な取り扱いを想定したものではなく、「障害を理由とし」た「不当な取扱」をしたり、しようすることを差別であると定義しているものです。</p> <p>その上で、「正当な理由がな」いことを強調しています。</p>	
8 2条 (4)	<p>差別 <u>正当な理由なく</u>、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取り扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。</p> <p>「正当な理由」があれば差別してもよいと受け取られます。「正当な理由」をしっかりと定義又は説明しないと混乱を招きます。</p> <p>東京都条例(案)は「差別」を定義していません。八王子市条例は「差別」を定義していますが「<u>正当な理由なく</u>」の文面は入っていません。</p> <p>混乱を招かないためには「差別」の定義を削除するか、または「<u>正当な理由なく</u>」の文面の削除してください。</p>	<p>「正当な理由なく」は、内閣府の基本方針にも定められており、差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>これは、正当な理由のある不当な取り扱いを想定したものではなく、「障害を理由とし」た「不当な取扱」をしたり、しようすることを差別であると定義しているものです。</p>	

		その上で、「正当な理由がな」いことを強調しています。
9 条	<p>2017 年 7 月の自立支援協議会条例案には下記の八王子市条例と同じ条項が入っていましたが、パブリックコメント案では削除されています。差別意識や優生思想が芽生えるのを未然に防ぐためには子ども頃からの障害理解教育が是非必要です。</p> <p>1. なぜ削除したのかその理由を説明してください。</p> <p>2. 小金井市条例に八王子市条例と同様の条文を 2 項に追加してください。</p> <p>第 9 条 2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害、障害者及び共生社会についての正しい知識と理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。</p> <p>八王子市は平成 24 年 4 月 1 日に八王子市障害者差別禁止条例を都内では先駆けて施行しました。平成 28 年 4 月 1 日には同条例を改正しました。障害者理解教育に関する改正の理由は次の通りです。</p> <p>「条例施行以降の活動の中で、障害者に対する差別をなくすためには、障害者及び障害者を理解することが必要であり、特に、子どものころから理解を進めることが大切であると認識したことから、児童及び生徒の障害理解教育に教育委員会と連携して取り組む旨を条例に明記した。(差別解消法の国基本方針に準拠)</p> <p>具体的には、小学生向けの障害理解のガイドブック及び学習指導案並びに障害理解教育に参加してくれる事業者や障害者団体のリストを作成するなどの準備を進め、29 年度から授業の中などで活用できるようにする。</p>	<p>条例案につきましては、地域自立支援協議会の意見を踏まえつつ、差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施しますので、このようにしています。</p> <p>条例案第 9 条の「市民」は、児童及び生徒も含むものと考えております。</p> <p>また、条例案第 10 条第 2 項により、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育」については、規定しております。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
10 条 1 項	<p>「市は障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、合理的配慮のために必要な環境を整えるように努めるものとする。」</p> <p>1. 「障害に応じた教育」では、障害のない幼児、児童及び生徒と分離した障害別教育を受けるとも受け取られますので、パブリックコメント第 2 案の「個々に応じた教育」にしてください。</p> <p>2. (市の責務) 第 4 条では「必要な施策」また (合理的な配慮) 8 条では「必要かつ合理的配慮」は義務になっています。第 10 条の「必要な環境を整える」についても「必要」であれ</p>	<p>差別解消法第 5 条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々に</p>

	<p>ば努力義務ではなく義務と考えますので訂正してください。</p> <p>パブリックコメント第2案1項を次のように修正してください。</p> <p>第10条 市は障害の有無にかかわらず、全ての児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童及び生徒が<u>個々に応じた教育</u>を受けられるよう、合理的な配慮のために<u>必要な環境を整える</u>。</p>	<p>ある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
10条2項	<p>「市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。」</p> <p>シンポジウムで提示された第2案とは異なりますが、いずれも関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を重点をおいています。幼児、児童、生徒の教育を実施することに重点を置くのであれば、教育内容は関係職員の特別支援教育等に限定すべきでないと思います。</p> <p>第10条は特別支援教育の推進に関わる条項ですので、シンポジウムで提示された第2案2項が相応しいと思います。</p> <p>第10条2 市は、教職員が障害に対する理解及び特別支援教育についての理解を深めるために必要な研修の充実を図るものとする。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p>
付則2	<p>市長は、この条令の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>「市長は必要があると認めるときは」は市長が必要と認めない時は検討が不要ということになります。今回の条例は完成度が100パーセントとは思えません。3年を目途に条例の施行の状況等を見直し検討する必要があります。検討結果必要であれば条例の改正等を行えばよいと思います。</p> <p>八王子市条例は平成24年4月1日に施行し、1年後の平成25年4月1日に改正、更に3年後の平成28年4月1日に改正しました。附則には施行後3年を目処として検討を加えるこ</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行います(特定相談・助言・あっせん等)。そのため、必要があると認めるときに、必要な措置を柔軟に対応できるようにと考えますので、このようにしています。</p>

		<p>とは書いていますが、「必要があると認めるときは」の文面はありません。</p> <p>付則2（検討）2「必要があると認めるときは」は削除してください。</p>	
9	10条2項	<p>「関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図る」と教育内容を限定していますが、幼児、児童、生徒に対する教育を実施することが必要だと思います。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p>
10	第1条	<p>障害者と接する警察や、お店とかも書いてあったらと思う。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
	第2条(1)	<p>精神の手帳を持ってない人も対象にしてほしい（手帳をとらない人もいるが、暮らしにはツラさがある場合があるため） 手助けとかやさしい条例がめざしてほしい。</p>	<p>定義にあるように「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を障害者として定義していることをはじめとし、手帳の所持を前提とした条例ではありません。又、手帳を持っていない方が障害者でないということではなく、社会的障壁を感じている方に対しての条例としています。</p>
	第2条(3)	<p>負担が過重なものは除く ⇒ 除かれた人はどうしたらいいのでしょうか？路頭に迷う条例はやめてほしい。 責任のある条例 やさしい条例にしてほしい どうすべきかちゃんと書いてほしい</p>	<p>「過重な負担」は、内閣府の基本方針にも定められており、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。合理的な配慮をするにあたり、様々な場面が想</p>

		困っていることは個人が判断することで、他人が決めることは差別だとおもいます。それを切りすてるのも、安心した社会で共に生きることはムズかしいとわたしは思います。	定されるため、柔軟に対応できるよう、このようにしています。
	第3条 3項	文だけでおならず、市民が障害をもつ人にどう手助けしたり、共に生きればいいのか、それぞれの障害の当事者から意見などをきいて冊子を作ってください。条例だけではおわりにしないで冊子をつくるとか協力を理解する何をするかのせて下さい。	条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見として、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。
	第9条	当事者から定期的に意見をきいて障害をもつ当事者主役で理解を深める促進させてくとしてほしいです。当事者の活やくを、させることも市が、ひとりあるきでやるよりも市民には届くとおもう。 三鷹市は、精神障害のリカバリーカレッジを支援しています。 障害をもった人同士が、学びあえて暮らしを向上させていく、リカバリーカレッジを、市がもっと力を入れて取りくんでほしい。程度の低いあつまりしかないの、障害をもつ人の力を向上させるリカバリーカレッジつくってほしい。	条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見として、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。
	第10 条2項	これからの小金井市の子供の教育に精神障害者のことを正しく理解する学ぶことをしっかり子供のときからしていくこと、とりいれるとかいてほしい。	関係職員への研修などの環境整備に努めることが、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。 条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。
11	第10 条	パブリックコメント案の第10条は、教育は教職員のみで行うものとも読み取れます。教育は地域全体で行うもので学校の時間内に行えるものと思いません。家庭や地域全体で行うものと考えればシンポジウムで出された1案の方がより分かりやすいと考えます。また、教職員の特別支援教育だけで障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるものとは思えません。もっと、保護者、医療保健福祉関係者、障害者団体、障害者支援施設・団体、ボランティア等の活用を考えるべきだと思います。	差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われ

			る」ことにつながると考えております。
12	全般	<p>まず、障害者自身を入れずにきめるな。</p> <p>(差別の禁止等) 第6条について、いくらこの様な条例を設定しても、市・都・国・厚生労働省・財務省・内閣などが障害者に対して、様々な虐待及び人権をおびやかす事を当り前の様に実施しており、これを無くすというのは前記の事項を完全に解消するまでは、条例とやっていることがむじゅんしていると強く感じる。</p> <p>(例) 障害年金を申請しても、多大な期間を掛けた上で、厚生労働省による「申請は却下」の消極的な運用◎逆に障害年金を出ていた人を急に数ヶ月後から全廃だと取上げて益々生活困難にさせる◎障害者の中には、国民の権利である生活保護を利用している方々もあるが、2013年の引下げ、2018年から再び引下げなど、とっても生活しづらくしている。又、医薬品を本人がいやがっているのに、後発薬に引下げは無理強い・人権しんがいである。(後発薬メーカーに便宜?) (なんでも後発薬と厚労・都は言っているが、万能ではないし、病がひどくなる場合も) 又、精神障害者への差別・虐待は下記がある。(当方がはあくしている限り)</p> <p>(1) 東京都内の路線バスについて、通常のルートは、半額減免になっているところが多いが、高速バスや空港バスは、精神障害者のみ除外している。(バス会社によっては、えっ精神、当社はやっていないとあからさまに言う)</p> <p>(2) 私鉄・JRの障害者割引が精神障害者のみ適用されない。(JR 1種・2種もついていない)</p> <p>(3) 日本郵便(元郵政省・総務省系)は、障害者に対する青い鳥はがきの配付を、精神障害者は適用されない。</p> <p>(4) 精神障害者の減免などを行う、自治体でも、3級は除外と云う箇所がある。全く行っていない自治体もある。</p> <p>(5) 小金井市主体の体育館の無料化は行っていない。(東京都立障害者スポーツセンターは、休業状態である)</p> <p>共に生きる社会を目指す条例をつくるのなら、障害者の前に、障害物を置くものではないと強く感じる。たとえば、夜中にベッドから落ちて動かなくなった人を介護者(こちらもお年の方)がひとりで、元に戻す事が出来ず、困ってしまっている事態の時、小金井市が助けるような仕組みをつくる(おこまりホットライン)などを実行すべきである。</p>	<p>小金井市地域自立支援協議会委員の中にも、障害者の当事者がいらっしゃいます。その協議会の中でご協議いただいた条例(案)です。</p> <p>条例(案)本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
13	全般	<p>早急な条例の制定を望みます。</p> <p>条例が施行されることによって困っている方々が声をあげるきっかけになり、状況が改善さ</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では</p>

		<p>れることを願います。</p> <p>また、東京都の特別支援教育推進計画と足並みを合わせて市が正しい理解啓発を進めていくことによって、より多くの人々（子供達）の理解が進むのではないかと思います。平成30年4月1日の施行を希望します。</p>	<p>3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思います。</p> <p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
14	第9条	<p>第9条（相互理解の促進）</p> <p>インクルーシブ教育の定義があいまいです</p> <p>第1項：市民・事業者への理解の普及啓発</p> <p>第2項：学校教育における人権教育の実施のための教育関係機関の関与を規定すべきです</p>	<p>条例案第9条の「市民」は、幼児、児童及び生徒も含むものと考えております。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	第10条	<p>第10条：教育の機会の保障として「インクルーシブ教育の実施を定義すること</p>	<p>条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	第10条2	<p>第10条2項：研修の充実を図るものとする⇒どう教育が行われるか疑問</p> <p>障がい者当事者（家族を含む）障害保健福祉実践者と教育専門家たちが「共にわかちあい」「共に学び合」合えない</p> <p>協同（協働）出来ないことこそ合理的配慮を欠き、社会的障壁である</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、障がいのある人もない人も共に尊重し合うためにも、特別支援教育等の研修は重要であるため、このようにしています。</p>

	全般	<p>参考資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マネジメント management 強みの上に築け! Boild on strength 2. レジリエンス resirene 回復力・逆境力・折れない心 3. 多くの精神科医が重い精神疾患患者を病院に入れ完治しないといっでは入れっぱなしにするとところが病院外で生活するには何も完治する必要はなく、患者は専門家の支援のもとで病を自ら受け入れながら共存できる。イタリア精神科医、故フランコ・ベザーリア博士診断によりニーズ重視 4. 問題解決を図るよりも新しい機会に着目して創造する教育⇨社会教育⇨社会福祉教育⇨人材育成⇨生活学 <ol style="list-style-type: none"> 1. 理論研究 2. 実践活動 学ぶ(学問)とは分解していくこと そして単純化して 3. 研修発表 シンプルにしていくこと 	<p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	全般	<p>①皆さんの尽力に感謝し、なるべく早く制定されるよう希望いたします。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思ひます。</p> <p>条例(案)本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
15	第10条	<p>②・・・障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、・・・の文言のうち 「個々の障害に応じた」→「個々の個性や希望に応じた」に修正を提案します。</p> <p><理由> 個々の障害に応じた教育 という発想は、その前に書かれている共に学ぶことによって心が育つという観点とは異なり、子どもたちを分けることで教科内容を効率的に習得させればよいという発想だと思ひます。</p> <p>様々な個性を持った子ども同士が、互いに関係性を持って学ぶことが、人間形成のうえでは大切だということを考えると、障害に応じた教育という文言は、適切とは思えないので修正をお願いします。</p>	<p>条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>

	付則2	<p>③「必要があると認めるときは」を削除してください。</p> <p><理由> 多岐にわたる議論があったうえで制定されるものですので、3年をめぐり、必ず検討をすることが必要だと思います。</p> <p>検討したうえで、修正の必要がなければそれに越したことはないです。</p> <p>必要があるかないかを判断してから見直す形にするのではなく、3年をめぐり必ず見直しが必要かどうかを検討する必要があるため、「必要があると認めるとき」でなく、必ず検討を行い、結果として見直しが必要かどうかを判断する形にした方がよいと思います。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます（特定相談・助言・あっせん等）。そのため、必要があると認めるときに、必要な措置を柔軟に対応できるようにと考えますので、このようにしています。</p>
16	全般	<p>障がいについての理解と啓発を進めて、障がいを理由とする差別をなくしていくためにも、条例にある通り4月1日からの施行を希望します。よろしくお願いたします。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思います。</p> <p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
17	全般	<p>①条例の目的は障害者が小金井市民として人間らしく、普通に暮らすことです。条例を作ることが目的ではなく、運用が大事です。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます。</p>
	全般	<p>②法の精神をしっかりと受け止め、条文の背景に障害者の面影を思い出してください。</p>	<p>第9条は、市が、市民や事業者に向けて、相互理解の促進をするものと規定しており、「共生社会」等の市民全体の理解について謳っています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	全般	<p>③予定通り議会に送り、議論し制定して下さい。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思います。</p>

			<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
	全般	<p>④不備は予想されており、開放的な相談しやすい窓口を設け、3年ごとに修正する、それにより条例が成長、充実すると思います。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます。</p> <p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
	全般	<p>⑤合理的配慮 A 小金井街道の横断歩道は車道と歩道との段差があります。慣れない車いすで通行は怖いです。B 回復の途上、高低差が目視で分からない時がありました。横断歩道でわたる前に、健康な足で高さを確認し、渡り切ったらまた確認すると、青信号中に渡り終えないことがありました。徐々に回復しましたが同様な事例があると思います。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
18	第6・7条	<p>条例案の中でも、特に第6条及び第7条に関して大変共感いたします。</p> <p>東京を大地震がいつ襲うとも限らない状況の中で、障害者に対する偏見や差別が残っているのは、避難所へ行きたくても行けない、障害者を抱える家族の方が出てきてしまうのでは無いでしょうか。</p> <p>ニュースに取り上げられている通り、車中での避難は、「エコノミークラス症候群」を発症してしまう危険があると言われています。</p> <p>避難所へ行ければ、そういった危険は無くなるのにも関わらず、「自分達が避難所に行けば、周りの方に迷惑を掛けてしまう。」と、あえて車中での避難を余儀なくされる方が出てきてしまう事を、私は危惧しています。</p> <p>この法案が通り、地域ぐるみで障害に関する理解を深めて行ければ、障害の有無に関わらず、お互いが理解し有事の際にも支え合える地域作りが出来るのではないかと思います。</p> <p>その地域作りを早急にする為にも、是非とも4月1日の条例施行をお願いしたく、この様なメールを送らせて頂きました。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
19	第9・10条	<p>（基本理念）第3条2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。</p> <p>基本理念に相当する条例は（相互理解の促進）第9条ですが、障害者に対する誤解、偏見そ</p>	<p>条例案第9条の「市民」は、幼児、児童及び生徒も含むものと考えております。</p> <p>条例案第10条は、関係職員への研修などの環境整備に努めることが、「幼児、児童及び生徒</p>

	<p>の他の理解の不足は大人になると容易には矯正することができません。相模原事件は優生思想による差別と考えられています。白紙状態の子どものころから障害理解教育を進めることが大切です。</p> <p><u>パブリックコメント案第9条に子どもの障害理解教育の条項を入れてください。基本理念と具体的施策として遂行することが明確になります。</u></p> <p>(教育)第10条は障害児に関する教育であり、特別支援学校はもとより、共生社会の実現のためには普通校における特別支援学級、通級指導教室の関係職員に対する特別支援教育の充実が大切です。また、普通校における特別支援教育は職員の移動や応援及び障害児を理解するためにも、関係職員だけではなく全ての教職員に対して実施することが望まれます。</p>	<p>が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
20	<p>第2条(3)</p> <p>1. 「(定義)第2条(3) 合理的な配慮」の項目の「社会通念上」について 「社会通念上」が何を指すのか曖昧です。もっと具体的にして下さい。 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』</p> <p>3. 合理的配慮(1) 合理的配慮の基本的な考え方」には 「合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる『社会モデル』の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、<u>その実施に伴う負担が過重でないものである。</u>」とあります。法に合わせて、曖昧な「社会通念上」という言葉の削除を求めます。</p>	<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	<p>第2条(4)</p> <p>2. 「(定義)第2条(4) 差別」の項目の「不当な取り扱い」について 「不当な取り扱い」が何を指すのか曖昧です。この部分は何が差別の対象になるのかを示す要になります。 条例に盛り込めないのであれば、逐条解説、パンフレット等で事例をもとに詳細を明記してください。</p>	<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見として、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>第10条1項</p> <p>3. 「(教育)第10条1項」について 「障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし」の一文が入ったことは、条例の名称にもある「共に学ぶ」為に必要不可欠であり、高く評価します。 一方、いくつか解りにくい点があります。 ①「個々の障害に応じた教育」は、12/9のシンポジウム案では「個々に応じた教育」でした。何故あえて「個々の障害に応じた教育」と変えたのでしょうか? 「障害」に応じるよりも</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このよう</p>

	<p>「特性」に応じるとした方がしっくり来ます。 文部科学省の「特別支援教育の推進について」は 「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の<u>教育的ニーズ</u>を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」(文部科学「省特別支援教育の推進について(通知)」より抜粋) 「障害」ではなく「教育的ニーズ」という言葉を使っています。 ②「合理的は配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする」という部分が解りづらい。 「環境整備」は「合理的配慮」の一つです。 また、「合理的配慮」は努力義務ではなく義務です。 以上の点から、1項の後半部分は 「障害のある幼児、児童及び生徒が個々の特性に応じた教育を受けられるよう、合理的配慮を実施しなければならない」とすることを求めます。</p>	<p>にしています。 条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。 教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。 貴重なご意見としていただきます。</p>
<p>第10条2</p>	<p>4. 「(教育) 第10条2項」について 「市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。」とありますが、「特別支援教育の研修」は既に実施されているものであり、条例に記載するものでもありません。 また障害理解教育と特別支援教育は別物です。 「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」(文部科学「省特別支援教育の推進について(通知)」より抜粋) とあるように、10条の1項にあたるものです。 障害理解教育のためには「障害者権利条約等の研修」の充実を図るべきです。</p>	<p>関係職員への研修などの環境整備に努めることが、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。 貴重なご意見としていただきます。</p>
<p>第12・13・14・15条</p>	<p>5. 第12条、13条、14条、15条の「助言又はあっせん」の言葉について 助言とあっせんだけでなく、「指導」をいれてください。 助言とあっせんだけでは弱いです。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、「3 主務大臣による行政措置」の中で「主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重す</p>	<p>この条例では、障がいのある人に対する差別に関する事案が発生した場合には、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としています。 しかし、当事者間で解決が困難であるときは、</p>

	<p>る法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。」とあります。</p> <p>ぜひ「指導」という言葉を入れ「助言、指導又はあっせん」とすることを求めます。</p>	<p>基幹相談支援センターや地域自立支援協議会が、差別に該当する事案（対象事案）の内容、対象事案の関係者の状況等を総合的に勘案した上で、解決策を探っていくこととなります。</p> <p>共生社会の実現を目指す条例であるため、差別した者に対して指導をすることは考えておりません。</p> <p>なお、正当な理由がなく、助言又はあっせんに従わない者に対しての勧告の規定（第15条）を設けています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
<p>第15条</p>	<p>6.（勧告）第15条について</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、「3 主務大臣による行政措置」の中で「主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。」にならい、「取りまとめて、毎年議会に報告するものとする」を入れることを求めます。</p>	<p>この条例では、障がいのある人に対する差別に関する事案が発生した場合には、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としています。</p> <p>共生社会の実現を目指す条例であるため、差別した者に対して、議会を通して公表することは考えておりません。</p> <p>なお、正当な理由がなく、助言又はあっせんに従わない者に対しての勧告の規定（第15条）を設けています。</p> <p>差別解消の取り組みについての貴重なご意見としていただきます。</p>
<p>第14条</p>	<p>7.（助言及びあっせん）第14条のある「自立支援協議会」について</p> <p>調整機関として自立支援協議会が示されていますが、現存の自立支援協議会では対応できないと考えます。月に1回の部会や全体会での対応ではなく、必要なときに集まり、対応できる別部門を設ける必要があります。</p> <p>またメンバー構成にも「医療関係者」「弁護士」「人権団体」「当事者団体」が必要です。この事を条例に明記していただきたい。</p> <p>それが不可能ならば逐条解説、もしくは自立支援協議会設置要綱（別機関を設けるならばその機関の要項）にしっかりと定めることを求めます。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます。</p> <p>関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>

21	第9・10条	<p>シンポジウムでは第10条に第1案と第2案の2つの案が提示されました。これまでの検討で一本に絞ることができなかつたという説明がありましたが、会場からは2つの案とも重要であるから採用し、第1案は第9条に第2案は第10条という意見が多数出されました。私もこの意見に賛成です。</p> <p>しかしながら、パブリックコメント案にはシンポジウムの第1案は無視され、第2案しか採用されていません。市民の意見、障害者の意見が全く無視されています。<u>無視した理由を説明してください。</u></p> <p>第10条2項は普通校で特別支援学級、通級指導教室を実施している学校ではそれなりの効果が期待できますが、大半の幼児、児童及び生徒は、障害児との交流はありません。障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育を別途行う必要があります。</p> <p><u>(相互理解の促進) 第9条にシンポジウム案第10条の第1案を採用して下さい。</u></p>	<p>条例案第9条の「市民」は、幼児、児童及び生徒も含むものと考えております。</p> <p>条例案第10条は、関係職員への研修などの環境整備に努めることが、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
22	第9・10条	<p>1、第9条(相互理解の促進)及び第10条第2項(教育、関係職員の研修の充実)、にとっても期待しています。理由は、大半の市民・関係職員が、この法律・条例の内容及び理念に関心が低く、これが障がい者差別が減らない主因と考えるからです。<u>本条例の施行後、本分野の実施計画(目標・実施内容・スケジュール・予算)を速やかに立案いただき、初年度からこれらの啓発・共創の活動を積極的に推進いただくことを強く希望します。</u></p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます。</p> <p>条例(案)本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
	全般	<p>2、本案の議論不足は確かで複数の条項で不満がありますが、<u>修正の議論を続けたら切りがなく成立が遅れますので4月からの施行を希望します。</u>その上で、逐条解説を作成し、施行後に発生する多様で実際の問題と気付きを踏まえ、3年後に本条例修正の方が実質的と思えます。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思えます。</p> <p>条例(案)本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
	全般	<p>3、この本条例見直しの今後の議論では、本条例に積極的な人達(当事者等)と逆に反対または慎重な人達が、建設的に意見交換できる場・仕組みを作っていただくことを希望します。<u>これまでは議論の中身が見えづらく、また不要に間延びし、これでは議論が深まらず、本条例に関する市全体の見識やバランス感覚が醸成されづらいです。</u></p>	<p>条例(案)本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>

23	全般	<p>この条例は、災害時は入っていないように思われます。 障害者でも人を助けることができるのにボランティアをしようと思ったら受け入れてくれなかったと聞いています。 災害時は誰もがパニックになると思います。 差別的にならないために別項目を作ることは出来ないでしょうか。</p>	<p>条例（案）第8条において、合理的配慮の例示が必要と考えられる分野について定めています。 条例（案）第8条第9号により、同条の他の号でカバーしきれない分野で社会的障壁が生じている場合についても、合理的な配慮をするように定めております。 貴重なご意見としていただきます。</p>
24	第10条2	<p>第10条2について関係職員に対する研修の充実を図ることが書かれていますが、これだけでは、不十分です。 小金井市として、小学校、中学校での生徒への「障害及び障害者」に関する【教育の義務化】をするべきだと考えます。 これからの未来を担う子供たちこそ、障害及び障害者に関する正しい知識が必要です。 条例ができて、子どもたちが読みますか？初めて大人になって、関心のある人だけがこの条例の存在に気づきます。それでは、この条例の存在意味がありません。 条例をただの保管文書で終わらせるのではなく、これによって小金井が変化していくためには、子どものころからの教育が必要です。 障害者差別の歴史を知り、障害を持つ人々が共存していることを知り（言語には手話もあるということも含）、時には障害を持つ方から話をきき、交流する。そういった知識や経験は、本人にとってもプラスになるし、地域社会にとっても最終的にプラスになっていきます。 また、知らないということは罪になることもありえます。 考え方によっては、10条1で述べられている「必要な環境を整えるよう努める」に教育が含まれているといわれるかもしれません。 しかし、これでは何も変わりませんし、分かりにくいです。 小金井市がさらに良く変化するための条例です。 小学校・中学校での学生への「教育の義務化」は明記するべきだと考えます。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p>
25	前文	<p>「これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている」 →「これらが障害のある人の人権を侵害し、その人らしく生きることを妨げる社会的障壁となっている」の方がいいと思います、差別そのものが、人権侵害だからです。 また、前文に、「障害への差別をなくすことは、障害を持つ人だけのためではなく、全ての小金井市民が安心して住める町になるためのものである。」というような文も必要だと思います。</p>	<p>前文には通常、その法律の理念を強調し、制定の趣旨や目的、基本原則を述べる文章が書かれています。 本条例案も、前文には、制定の趣旨や目的が述べられています。</p>

		<p>す。そして、前文に「合理的配慮」も入れるべきです。</p> <p>また、西暦と平成の表記が両方ありますが、どちらかに統一した方が、わかりやすいので統一すべきです。</p>	<p>「市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉えること」等、誰もが平等である小金井市を実現することを目指してまいります。</p> <p>表記については、全てを元号表記としたいところでしたが、国際連合という国際的な内容がありましたので、西暦表記といたしました。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	第2条(3)	<p>?合理的配慮 「ただし社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く」は必要ないと思います。なぜなら、合理的配慮をすべき側が、最大限の努力をしなくなると思います。</p>	<p>「過重な負担」は、内閣府の基本方針にも定められており、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>合理的な配慮をするにあたり、様々な場面が想定されるため、柔軟に対応できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
	第4条	<p>市の責務 「最大限に努力しなければならない」を入れるべきです。</p>	<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
	第10条	<p>「個々の障害に応じた教育」という表現が、すでに差別及び区別をしています。</p> <p>「この市に住む全ての幼児、児童が、障害のあるなしに関わらず、地域の公立の教育機関で学べるようにしなければならない。教育委員会は、障害のあるなしに関わらず、この市に住む全ての児童が、地域で安心して教育を受けられるようにしなければならない。そのための合理的配慮を、最大限に努力して実施しなければならない。」という文言を入れなければ、この条例は意味がないと思います。</p>	<p>条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
26	第2条(4)	<p>権利を侵害する行為だと明記してください。</p>	<p>当市においては、虐待は差別と表裏一体のものとして考え、ここに定義しています。</p>

	(5)		差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見として、いただきます。
	第9条	第9条 「市民及び学び育つ施設並びに事業者」とするなど、子どもにも関係する条例と分かるように文言を加えてください。	条例案第9条の「市民及び事業者」には、子どもも含むものと考えております。 ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。
	第10条	乳児が入っていないのはなぜか説明をしてください。 同 シンポジウムで示した2つの案を取り入れてください。	差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。
	第11～15条	人的配置を厚くする必要があると思われます。要綱や規則の整備状況を示してください。	条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連ある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。
	付則	施行期日 説明会に参加して、この日にしたいのは市長側の事情だけではなさそうだと想像します。しかし議会で、条例案の提案姿勢や施行期日について、あれだけの質問が出るのは普通のことではないと思います。比較的早い時期の制定であり、他自治体からも動向を見守られているとも聞いています。きちんとした審査を経た上で条例が制定されるよう、柔軟な対応をお願いします。 検討 改正を視野に、どのような手順で検討を行うか示してください。	地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思います。 条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます（特定相談・助言・あっせん等）。 条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連ある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。
27	第10条	第10条での内容を読み、障害・障害者に対する正しい知識教育を児童、生徒はもちろんですが、教職員、一般の大人にも広めて行けるような学べる機関や条例を考えて欲しいです。 障害者やその家族は、常に疎外感、孤独感を感じながら生活しています。	差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置す

		<p>障害者を障害者と思わない、世の中に普通に居る人として、受け入れているような市になればと願います。</p> <p>それには、正しい知識を健常者が身に付けることが何より大事だと思います。また是非とも早く条例案を条例として、実行して頂けるよう切に願っています。</p>	<p>る施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思っております。</p>
28	第8条	<p>(合理的な配慮)</p> <p>第8条 「市は、その事務又は事業を行うにあたり」との書き出しとなっており、市民や事業者に対するものとなっていません。</p> <p>2項のところにそれが明記されていますが、1～9までの各号の内容については、行政が行う内容を主眼として書かれているので、市民や事業者が行うべき配慮としては不十分ではないでしょうか。</p> <p>条例を制定することにより、行政が配慮することを規定する他に、市民にも配慮を広げる事が大切かと思えます。</p> <p>そのためより具体的に、市民が行ってはいけない差別について書いたほうが良いかと思えます。例えば、千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」では、第二条において、「差別」についての定義が各号に書かれており、第四条から第八条までの間に県と県民の双方にそれぞれその「差別」をなくすための行動をとるように明記されています。構成としてどのようにするのが良いかは判断がわかれるところかと思えますが、現状の内容には下記のような内容が不足していると思われまます。</p> <p>千葉県の条例を参考に、差別の定義、もしくは市、市民、事業者が行ってはいけない事として追加したほうが良いこと</p>	<p>条例(案)第8条において、合理的配慮の例示が必要と考えられる分野について定めています。</p> <p>条例(案)第8条第8号により、上記までの号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じているときや、第9号により、カバーしきれない分野で社会的障壁が生じている場合についても、合理的な配慮をするように定めております。貴重なご意見としていただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。(第8条(8)にサービスを提供するとき、とありますが、入所の強制をしないという事については書かれているところがないと思います) ・本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 ・法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。 ・商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。? ・本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。? ・建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 ・不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 	
第10条2	<p>2 こちらの項目に、さらに保護者の方が正しい知識を持つための市の啓蒙活動が必要ではないかと思います。</p> <p>例えば、保護者に読んでもらう差別をなくすための学校向けパンフレットの作成や、保護者向けの講座の企画など。</p> <p>子どもの差別意識は保護者から受けていることが多く、むしろ保護者のほうが差別意識がある事例を耳にします。</p> <p>条例制定後の広報などについて</p> <p>八王子市の条例の概要版は、イラストも入っていてとても読みやすく、わかりやすいと思います。</p> <p>特に、「障害のある人を特別扱いするってこと?」</p> <p>→障害のある人には特別な権利や新しい権利をつくるではありません。</p>	<p>条例(案)第5条に、市民・事業者責務として「共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。」と定めています。</p> <p>また、条例(案)第9条に、「市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」と定めています。</p> <p>条例(案)第10条第2項については、関連</p>

		<p>同年代の、障害のない人たちと同じような生活を送るために、必要最低限なルールを条例としてつくりました。</p> <p>という解説がとても良いと思います。</p> <p>このような形でより広く市民にアピールしていただければと思います。</p>	<p>法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
29	全般	<p>重度知的障がい児を小金井市で19年育ててきている私にとって、長い年月をかけて『障がいのある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例(案)』の作成にご協議をして頂き、大変感謝致しております。</p> <p>障がいを持っている本人は、重ければ重いほどどう生きたいかを周りに発せられません。障がいでない人が障がいのある人を正しく知ろうとしなければ、誤解が生じたり、偏見や差別が生まれたり、虐待を招くことにもなります。障がいを持つ人は、障がいを持っていない人と、当然ですが必ず関わらないと生きてはいけません。(家族、学校、公共の場、病院、施設など)その時に障がい者が、よりよく生きていけるようより多くの人々にこの条例を知ってもらえるように、条例の通り4月1日からの施行を強くお願い申し上げます。</p> <p>私の息子は、声を発することはできても話はできず、危険である事などはわからないため、外出先ではもちろんのこと、自宅でも家族が目や顔を離せない生活を過ごしております。就学の際は、小、中、高校は、迷う事など悩む余地なく特別支援学校にお世話になりました。特別支援学校はすべての子供達が障がいを持っておりますが、障がいの程度の違いもあり、話せる同級生と学ぶことができたり、軽度の障がい児がいる放課後ディサービスに通う事で、たくさんの刺激を受けて成長し、身支度ができるようになったり、人の真似ができるようになったことで挨拶ができるようになったり、今では画像で踊りや体操などを真似て楽しむことも覚えて、共生の良さを感じています。</p> <p>私は若い頃に保育士免許と幼稚園教諭の両方の資格を持ち、幼稚園教諭をしておりませんが、その頃は健常児しか入れない幼稚園を不思議にも思いませんでした。恥ずかしながら我が子が生まれてきて初めて、人間には障がいがある人がいるのだと感じました。</p> <p>私自身がそうだったように、人は障がいを身近に感じなければ障がいに無関心になりがちだと思います。そして、障がいを持つということはどういうことなのか理解して頂きたいと思うようになり、小金井市立第一中学校の生徒さん達に障がいについて話をさせて頂いたことがありました。息子は危険がわからないので1人では外出できません。だから、障がいがあ</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思います。</p> <p>条例(案)本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>

	<p>りながら一人で外出している方は凄いなのだと私が話したのに対し、障がい者は決して怖くない、怖がらないでという話をされた方もいました。それは、残念ながら我が子を怖いと、障がいのない人に言われたご経験から話されていたのです。</p> <p>障がい児の家族は、将来、誰が、障がいを持った我が子と関わるのかはわからなくても、障がいのない人に障がいの特徴や対応を話すことで、一人でも多くの方が障がいに興味を持ってきて意識を高めて理解してくれることを願っているのです。そして、一般の方だけでなく障がい児、障がい者に関わって指導をして頂く立場の方々にも、障がいを知る機会や学ぶ機会を多く与え、理解を深め、意識を高めて、障がい者に対応して頂きたいと思っています。</p> <p>私が勤める認証保育園には、障がい児はいなくても、障がい児かもしれない子供達があります。ある日4歳児クラスで椅子取りゲームをしようとしたのですが、椅子を少なく準備する段階で保育士は障がいがあるかもしれない子供の椅子を除いてセッティングした為、自分の椅子を除かれたその子供は号泣。自分の椅子という、自分のものにこだわりがあるからです。私は、その子の椅子をセットし、違う椅子を除くことで椅子取りゲームは開始できると保育士に伝えましたが聞き入れられず、その子は泣き止むまでゲーム不参加となり残念でした。</p> <p>又、障がい児が高校卒業後通所する作業所でも、職員から疎まれて虐待にあたりする事件や、一昨年のやまゆり園事件では元施設職員が障がい者に関わってきたのに、障がい者を理解できず、差別思想が動機で犯行に及んだことは、障がいを持った我が子を持つ家族としては、衝撃と、将来どこを頼ればいいのかと不安にもなりました。</p> <p>障がいを持っている人は自らをうまく表現できないからこそ、表現ができる障がいをもたない人々が歩みよって共生して、よりよい社会を目指してほしいです。</p> <p>現在息子は、小金井市の生活介護施設に通っておりますが、半年目で精神的なパニック症を発症するようになりました。自宅では笑顔でも、施設に向かう道で座り込んでしまったり、暴れたりしておりますが、何か原因があつてのことで、障がいを理解しようとする方々がいて私も励まされています。自宅で毎日、どこかの保育園で子供達が歌いながら走りまわっている動画を観て笑顔の息子。知能は1歳、本当は作業所ではなく、子供達と歌える保育園に通いたいのでしょう。障がいがなければ、年令にあった知能にあったところへ行けませんが、障がいを持っている人は知能とはあわない場所で生きていることもあるということも付け加えて、あらゆる皆様に知って頂きたいです。</p> <p>これらのことから、障がいについての理解と啓発を進め、障がいを持っているからという差別や偏見や虐待をなくしていく為に、条例を期日通り4月1日からの施行を強く希望します。</p>	
30	前文 2006年(平成〇〇年)と元号を入れたほうが良い。	全てを元号表記としたいところでしたが、国際連合という国際的な内容がありましたので、

			西暦表記といたしました。 貴重なご意見としていただきます。
	10 条	意見交換会で子どもたちが障害や差別について学ぶ必要がある、との声が多く上がった。子どもたちが障害や差別について共に学べる教育機会を充実させる、と明記してほしい。差別に関する特定相談、調査、助言、勧告が条例文の中で大きな割合を占めていて、かえって関わり合いに対しての戸惑いや壁が生まれてしまうのではないかと危惧する。小金井市が目指す“共に学び共に生きる”ための前向きな具体策が見えてこないのは残念だ。差別解消条例は様々な障害を対象としているので、「共に学び共に生きる」具体策を示すことが難しい部分もあると思う。このテーマを市民に広く啓発するために「手話言語条例」の制定も検討してほしい。手話言語は聴覚障害者にとって大切な言語であることを理解することで、共に生きるための配慮を学ぶこともできる。また、この配慮は耳の聞こえが悪くなった高齢者の支援にも通じる。条例制定後の啓発施策についても具体的に考える必要があると思う。	差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。 条例（案）第8条において、合理的配慮の例示が必要と考えられる分野について定めており、条例（案）第8条第8号により、上記までの号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じているときや、第9号により、カバーしきれない分野で社会的障壁が生じている場合についても、合理的な配慮をするように定めております。 貴重なご意見としていただきます。
31	前文	前文（2）の西暦と元号が統一されていない表記について。平成〇〇年（西暦）と、両方表記してください。西暦表記がないと、国際的時間軸と、日本の状況が……明確にならないと考えます。 この問題は、第11条の2、第12条の3の（1）、付則 施行期日の1.も同様です。 西暦の標記の件よろしく申し上げます。	全てを元号表記としたいところでしたが、国際連合という国際的な内容がありましたので、西暦表記といたしました。 貴重なご意見としていただきます。
	第2条（3）	定義（2） （3）合理的な配慮の最終行「ただし社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く」と一文は、どうしても引っかかります。「社会通念」そのものの合意形成があやうい時代になっという、いわゆる「常識」そのものも崩壊しつつあるのは、「社会通念上先生と呼ばれ	差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。

		<p>る」国会議員たちの振舞いを見ても明らかだと思います。ここは、「社会通念上その実施を伴う負担」というものを、もう少し具体的に踏み込んだ表現にさせていただきたいです。そうしないと結局は、単なる空手形になります。</p> <p>「ただし書き」は常に抜け道や言いのがれに使われてきた感があるので……削除できませんか？この定義の項で「ただし……」以下の文はそれほど必要ないではありませんか？できないものはできないのだし、そこは当事者間でやり取りを重ね合意（おりあい）をとりつけていく……そのことこそが大切だと思います。この一文を加えること背景に、「無理な要求をされたらどうしよう」的な、腰の引けた感じが読みとれ、それこそが「共生社会を目指す」にふさわしくないものと考えます。いかがでしょうか？</p>	
	第6条第2項	<p>第6条の2の2行目「その実施に伴う負担が過重でないときは」も上記とほぼほぼ同様にできないことの言いのがれになりそうですよね。これも削除できませんか？「かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、」を削除した上でなんらかの「合理的なエクスキューズ」を文章化する。でどうでしょう。</p>	<p>合理的な配慮をするにあたり、「過重な負担」は、内閣府の基本方針にも定められており、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
	全般	<p>●●さんをはじめ、委員の方々の2年間の努力を、けなすつもりは、毛頭ありませんし、「社会通念上」行政での制約はわかった上であえて、全ての条文にルビをふったり、逐条解説をつけることが、「差別解消の合理的配慮」とは思えません？</p> <p>一定の読解力を有していても「何が主語？」みたいな文章や、現在ではほぼほぼ使用されない語句などがあり、全文にある条例の制定目的が素直に伝わらず「市民の努力義務」が目だってしまう感がします。</p> <p>この際、もう少し時間をかけ、市民の誰が読んでも「そうか！！障害があるのは誰にでも当てはまる自分事なんだ」とわかるような、そして、事業者や市行政が言い訳をせずにやれる範囲が広げられる、そんな環境が作れるような。そして、障害者自身も「そうか、支えられてるんだ。支えあっているんだ。小金井市っていいな。」と読みとれるような。</p> <p>そんな条例がほしいです。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思います。</p> <p>関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
32	第1・3・4条	<p>条例名は障害のある人とない人の共生社会の実現を目指すことがわかる文言だが？</p> <p>第3条基本理念では、差別や偏見をなくすことに重きをおいているように思います。</p> <p>第1条、目的でも差別の解消の推進に関する法律を挙げていることも同じです。</p> <p>共生社会の実現を目指すためには、第1条、第3条はやや消極的だと思います。</p> <p>第4条市の責務においては、障害のある人とない人の交流や町ぐるみの見守りなど、積極的な活動への後押しをする文言が入ることを望みます。</p>	<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>

		この条例が制定・施行されたら大変ありがたく思います。特別支援学校のある町にふさわしい条例と成長することを期待します。	
33	第10条	障害者と健康な人との会合で子どもたちが障害や差別について学ぶ必要がある、との声が多く上がった。子どもたちが障害や差別について共に学ぶ教育機会を充実させると明記してほしい。差別に関する特定相談、調査、助言、勧告が条例文の中で大きな割合を占めていて、“共に学び共に生きる”ための具体例がはっきり見えてこないのは残念だ。	関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。 貴重なご意見として、いただきます。
34	第2条(1)	●第2条 (1) 障害者の定義に「難治性疾患その他の心身の機能の障害」を含めたことは評価できる。地域自立支援協議会のシンポジウムでは「高次脳機能障害」の方々が発言されていました。「高次脳機能障害」も記載が必要だと思います。	第2条(1)にあるように「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を障害者としていますので、「高次脳機能障害」の方々も対象としております。 貴重なご意見として、いただきます。
	第2条(4)	●第2条 (4) 差別 「障害者でない者の取り扱いと比べて <u>不当な取り扱い</u> をし、またはしようとすること、」 不当な取り扱いとはどのような取り扱いなのか、曖昧すぎる。何が不当に当たるのか明確にすべきではないでしょうか。	「不当な差別的取扱い」については、内閣府の基本方針の「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「2 不当な差別的取扱い」の中に記されています。 差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見として、いただきます。
	第9条	●(相互理解の促進) 第9条 障害、障害者に対する理解は幼少期、学童期から同じ学び、育ち合うことが最も重要であると考えます。障害者権利条約24条2(b)では「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自己の住む地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること」と明言されています。市条例は障害者権利条約の精神のもとに制定されると考えられるため、(相互理解の促進)では障害者権利条約24条2(b)に基づいた条項の追加が必要だと考えます。よって、第9条二項に 「市長及び教育委員会は、障害のある児童及び生徒が、自己の住む地域社会で、障害のない児童及び生徒とともに学び育ち合うために、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができるよう必要な措置を講ずるものとする」のような条文を	条例案第9条の「市民及び事業者」には、子どもも含むものと考えております。 ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。

	追加してください。	
第10条	<p>●（教育）</p> <p>第10条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、<u>合理的な配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする。</u></p> <p>下線部「必要な環境を整える」ことそのものが合理的配慮と考えられます。ゆえに公的機関においては、それは努力義務ではなく義務ですから、この文言は不適切です。</p> <p>内閣府の障害者差別解消法の基本方針では合理的配慮における過重な負担に関して「社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。</p> <p>必要な環境は合理的な配慮ですから公的機関においては義務とし、過重な負担に関しては別途明記することではないでしょうか。</p> <p>第10条 市は、障害の有無に関わらず、幼児、児童および生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、<u>合理的な配慮のために必要な環境整備を実施しなければならない。</u>としてください。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
第10条2項	<p>●第10条2項</p> <p>「関係職員に対する特別支援教育の研修の充実」と書かれてありますが、特別支援教育が始まってから、それに対する研修は当然これまでもされてきている事であり、さらなる充実が差別解消法とどのような相関関係があるのか、今一つ理解できません。ここで必要なのは、幼児・児童及び生徒に対する障害理解のための教育をおこなうために必要な関係者への研修なのですから、それは特別支援教育に対する研修ではなく、「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」などに基づいた研修が必要なのではないでしょうか。よって、2項は</p> <p>「市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるよう、市職員ならびに教育関係者に対し、「障害者権利条約」及び「障害者差別解消法」に基づいた研修を実施しなければならない」</p> <p>のような文言に変更してください。</p>	<p>条例（案）第10条第2項については、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
第14条	<p>●（助言及びあっせん）第14条</p> <p>市長は必要とすると認めるときは小金井市地域自立支援協議会に助言またはあっせんを行う</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行って</p>

	<p>ことについて意見をもとめるものとする、とあります。また、説明会での説明では地域自立支援協議会内に調整委員会を設けて、意見の調整を行うという説明がありましたが、調整委員会がどのように設置され、だれがメンバーとなるかは未だ未確定の様でした。しかしながら4月1日からの施行を考えているのであれば、調整委員会の設置方法やその運営に関しては今の時点で確定されていなければならないと思います。次期自立支援協議会委員が未確定ならば、調整委員会に関しては現委員の間でしっかりと議論され、大枠が出来上がった段階で次期委員に引き継がれるべきではないでしょうか。とするならば、4月1日施行にこだわらず、3月末まで現委員で調整委員会に関してしっかりと議論を重ねてほしいと考えます。しかしながら、自立支援協議会内に調整委員を設けるということが果たして適当なのでしょうか。差別事例に対する調整は時に訴訟にまで発展する場合があります。弁護士や人権団体などの専門性のある方がいない調整委員会では調整は不可能なのではないでしょうか。また、地域自立支援協議会は今でもそれぞれの専門部で多くの課題を抱えており、そのほとんどがわずかな報酬で責務にあたっていると聞いております。これ以上の責務を負わせることはいかなるものでしょうか。</p> <p>市は、しっかりと予算建てをして、専門性のある人材をそろえた調整委員会を地域自立支援協議会とは別に作ってください。</p>	<p>いきます。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
<p>第5条</p>	<p>●第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現するうえで差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>今策定中の都条例では事業者の責務として</p> <p>「都及び事業者は、意思の表明（知的障害や精神障害等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合において、建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」</p> <p>とあり、事業者についても努力義務ではなく、義務としています。都条例との整合性を考える上でも、小金井市でも事業者に対し合理的配慮は義務であるとしてください。</p> <p>●民間事業者の合理的配慮には内容によっては過度の負担となる場合があります。</p> <p>明石市では市条例第8条において以下のように明記しています。</p> <p>「第8条 市は、市民、事業者及び行政機関等が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、合理的配慮の提出支援に関する施策を実施するものとする」</p> <p>市と市民、事業者が一体となって合理的配慮が行われるよう、ぜひ市の姿勢を示すうえでも、</p>	<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>

		このような一文を条例に盛り込んでください。	
		<p>●手話言語に関する 都条例では 「11（言語としての手話の普及）○都は独自の文法を持つ手話は一つの言語であるとの認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」とあります。小金井市でも聴覚障害者への情報手教手段としてこれまでも手話を採用してきました。が、まだまだ言語として手話への認識は広がっていません。条例のなかで手話言語の保障を求めます。</p>	<p>条例（案）第8条において、合理的配慮の例示が必要と考えられる分野について定めています。 条例（案）第8条第8号により、上記までの号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じているときや、第9号により、カバーしきれない分野で社会的障壁が生じている場合についても、合理的な配慮をするように定めております。貴重なご意見としていただきます。</p>
35	第2条(3)	第2条(3)「ただし社会通念上・・・」第4条「その他の法令・・・調和を図りながら」→必要ないのでカット、言い訳につかわれる。	<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。</p>
	第6条(2)	第6条(2) 意味不明。この条文を「踏まえ」とされている。第8条を制約、限定しているように解釈できます。これはダメです。	<p>合理的な配慮をするにあたり、「過重な負担」は、内閣府の基本方針にも定められており、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 貴重なご意見として、いただきます。</p>
	第10条(2)	第10条(2)「関係職員」→「関係教職員」に訂正 「特別支援教育等の」はトル。限定することはない。	<p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。</p>
	第10条(1)	第10条(1) 義務規定にすべき。第8条(1)の「保育」「教育」は義務規定になっている。	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このよう</p>

			にしています。 貴重なご意見として、いただきます。
	第16条	第16条 4月1日までに市長が定めるということでしょうか？ 必要な事項とは具体的におしえて下さい	条例(案)第16条は、「小金井市障害者虐待防止事業実施要綱」などの条例施行にあたって必要な事項を、別に定めていることを記したものです。
	付則2	付則2 「自立支援協議会」の要望のあるときは」を追加。	条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます(特定相談・助言・あっせん等)。 貴重なご意見として、いただきます。
36	前文	・前文7行目 誰もが平等である」→「公正な小金井市」のほうが適切だと思います。 理由：障害のある人もない人も共に生きるのですが、人によって待遇を変えることが公正です。	前文には通常、その法律の理念を強調し、制定の趣旨や目的、基本原則を述べる文章が書かれています。 本条例案も、前文には、制定の趣旨や目的が述べられています。 差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 「市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉えること」等、誰もが平等である小金井市を実現することを目指してまいります。 貴重なご意見としていただきます。
	第8条	・第8条 (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき 「療育」→「発達支援」が適切だと思います。 理由：療育はリハビリを想起させる言葉、リハビリは医療モデルに基づいていると考えられるため。	条例(案)第8条において、合理的配慮の例示が必要と考えられる分野について定めています。 条例(案)第8条第9号により、同条の他の号でカバーしきれない分野で社会的障壁が生じている場合についても、合理的な配慮をするように定めております。 貴重なご意見としていただきます。

	全般	<p>・全般について</p> <p>今回の条例とは別に、小学生あるいは中学生でも理解できる条例の作成を提案します。るびをふることだけでなく、内容を子どもにも理解できるようにした版の作成を提案します。お取り計らいのほど、よろしく願い申し上げます。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見として、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
37	第10条	<p>第10条の条例（案）を拝見し、なるべく早く、4/1～の施行に遅れることのないよう、待っておられる方々の為に実現していただきたく、お願いいたします。</p> <p>障害をお持ちの方はより生きやすく、健常者の方はより正しい知識を持ち、お互い助け合い、いたわり合いながら、この小さな積み重ねから周囲への幸福・平和がこの小金井市からどんどん広い世界へ広がっていけば素晴らしいと思います。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思っています。</p> <p>関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
38	第10条	<p>第10条 1および2（教育）</p> <p>1においては障害児教育、2については教育関係職員の研修について述べられていますが、普通学級（この表現が正しいかどうかは難しいところですが）の児童、生徒に対しての教育について一切触れられていないところに違和感を感じます。</p>	<p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	第9条	<p>第9条にて「共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする」とありますが障害を理解するということは、それほど簡単な事ではありません。特に、発達障害や精神障害の方については何が障害となっているのか非常にわかりにくく何が差別にあたり、合理的配慮とは何をしたら良いのかもとても難しいことと思います。</p> <p>本当に共生社会の実現を考えるのであれば、健常児に対しても子どもの頃からの教育というものは不可欠であり、それこそが普及啓発となるのではないのでしょうか。</p> <p>条例に健常児に対しての教育についても明記すべきだと思います。</p>	<p>条例案第9条の「市民及び事業者」には、子どもも含むものと考えております。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
	第11条第3項	<p>第11条 3（特定相談）、附則（施行期日）</p> <p>「基幹相談支援センターに全項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することが出来る」とありますが、これば基幹に委託することで決定したと考えてよろしいのでしょうか？</p> <p>2月中旬の時点で障害者支援機関ですら窓口をはっきりと認識できていない状況で平成30年4月1日から施行というのはこの条例を機能させるには難しいと感じます。</p> <p>施行時期を見直すことを検討していただければと思います。</p>	<p>条例（案）第11条第3項は、委託できることを記しているものです。</p> <p>後半部分は、条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>

39	全般	① これまで2年半にわたり、差別禁止条例案作成のために関係された尽力された皆様のご労苦に心から敬意を表します。障害があるのは、人ではなく社会の側にあることを明確にしておく必要があります。障害者差別の問題は少数者問題というよりも、それをどう受け止めるのかという多数者の側（障害のない人）が問われている問題であり、さらに誰もが障害者になる可能性はありますので、条例の「障害のない社会」の実現のために市民が参加できることの意味は大きいと思います。できるだけ多くの事業を行ってください。	条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。
	第2条 (5)	② 第2条の「虐待」の定義がありますが、これは障害者虐待防止法のものとは少し異なっています。異なってもいいのですが、この条例案の定義からは「経済的虐待」や「性的虐待」が明確に読み取れないのです。やはり入れるべきではないでしょうか。	「排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、無作為等」の中に含まれていると考えますが、差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。
	第2条 (4)	③ 第2条の「差別」の定義では「正当な理由なく、障害を理由として障害者でないもの取り扱いと比べ不当な取り扱いをし、またはしようとする事、及び合理的配慮をしないことをいう。」となっています。いわんとする事は何となくわかるのですが、「正当な理由」とは何か？主観的にこの言葉が使われるのは良くないし、かえって誤解を生むのではないのでしょうか。「正当な理由」という表現は他に置き換えるか、もしくは丁寧な逐条解説が必要なのではないでしょうか。	内閣府の基本方針の「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「2 不当な差別的取扱い」の「(2) 正当な理由の判断の視点」の中に記されています。 差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。
	第5条	④ 第5条「市民等の責務」では市民等の責務がかかっていますが、「施策に協力するよう」と施策への協力者としての受け身的な位置づけになっています。市民等の自発的・積極的な差別解消行為を奨励していくようなニュアンスが盛り込まれないのでしょうか。	関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。
	全般	⑤ 第8条「合理的配慮」は、第10条「教育」の1項にも関係しますが、普通学級に行かれる障害を持つ子供の場合の支援は自治体によってもまちまちです。多摩地区の自治体でも公的介助員で支援しているところもあるので、合理的配慮の対象として公的介助員は小中学校の普通学級に通う障害を持つお子さんにもつけるべきです。	条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。

第10条	<p>⑥ 第10条「教育」ですが、子ども自らが求める進路への希望が最大限尊重されるような教育の在りかたが大切です。教育委員会は就学にあたり、当事者である子どもの声が反映され、選択権が保障される運用をしてほしいです。そこで第10条1項の文中「共に育ちあうことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が、その進路の選択が最大限尊重され、個々の障害に応じた・・・」と「その進路の選択が最大限尊重され、」という一文を挿入してほしいです。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
第10条	<p>⑦ 第10条「教育」は学校教育中心になっていますが、社会教育の役割も重要です。これは啓発の分野にまとめられるものではなく、差別を解消する地域を自主的に作る人材を育てるうえで、重要だと思しますので、何かの形で、第10条「教育」に社会教育・生涯学習を位置付けできませんか？</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>条例(案)第9条に、「市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」と定めています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めていきたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>

第 11 条	⑧ 第 11 条「特定相談」はすでに「小金井市障害者差別解消特定相談等事業実施要綱要綱」で実施していますが、29 年度中にはどのような実績があり、改善課題を見出されていますか？また自立支援協議会でのあっせんとなると多数の課題を抱え、年 8 回くらいの開催の協議会で可能なのでしょうか？それとも内部に部会などを設け、実質的にはそこで行い、全体で共有するという運営になるのでしょうか？	条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行います（特定相談・助言・あっせん等）。貴重なご意見として、いただきます。
第 11 条	⑨ 第 11 条「特定相談」福祉オンブズマンにも、これまで持ち込まれた案件の中には差別事象が含まれるものもありましたか？特定相談との役割分担はどう整理されますか？また複合された差別（例えば、障害者差別と男女差別、民族差別と障害者差別）の解消に向けた連携はどのようにするのでしょうか？	個別具体的な内容については、市自立生活支援課や、障害者地域自立生活支援センターにてご相談をお受けします。 条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行います（特定相談・助言・あっせん等）。貴重なご意見として、いただきます。
第 14 条	⑩ 第 14 条「助言、あっせん」、第 15 条「勧告」について、障害者関係の施設（作業所やグループホームなど）を新設や移転する時に、事業者はたいへん苦労をされています。市もあっせん等努力されていますが、この条例によって変化はありますか？	この条例では、障がいのある人に対する差別に関する事案が発生した場合には、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としています。 しかし、当事者間で解決が困難であるときは、基幹相談支援センターや地域自立支援協議会が、差別に該当する事案（対象事案）の内容、対象事案の関係者の状況等を総合的に勘案した上で、解決策を探っていくこととなります。 なお、正当な理由がなく、助言又はあっせんに従わない者に対しての勧告の規定（第 15 条）を設けています。 貴重なご意見としていただきます。
付則	⑪ 附則の「検討」で条例の見直し規定として 3 年をめどとすることは、法文上も適切ですが、運用では必要に応じ改正すべきです。とりわけ最初の 3 年間は制度の運用や整備上、随時の見直し改正は必要ではないでしょうか。	貴重なご意見としていただきます。
付則	⑫ 附則の「施行期日」について、4 月 1 日としていますが、これだと市議会本会議前半最終日に条例案上程、その介護・保育等の大量の案件の 3 月の厚生文教委員会の審議で決めると	地域自立支援協議会では、約 3 年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では

		<p>ということです。最終的には議会で判断することなのですが、十分な審議ができるのか疑問です。まして昨年 8 月議会基本条例が施行され、これまで以上に議会は決定事項への説明責任が問われます。これまでの市長部局はじめ関係者の熱意には敬意を表しますが、議会の立場にも配慮が必要なのでは。もしこの条例案が議員提案条例で施行日が 4 月 1 日だから、関係部局が 3 月 1 度会議を開いて、承認してくれと逆の立場になっていけば、どう受け止めますでしょうか。条例施行後、2018 年度内に予定されている施策や事業計画は具体的にどんなものがあるのですか？</p>	<p>3 年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を 2 回行っていますので、条例施行に向けて努力していきたいと思います。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
40	第 10 条	<p>昨年 3 月の市民意見交換会でも多くの意見がありましたが、障害についての知識及び障害者に対する理解を深めるためには、子どものころからの教育が必要です。子どもの頃からの障害理解教育は、差別意識や優生思想が芽生えるのを未然に防ぐ効果があります。障害は生・老・病・死に至る過程で多様に発症し、当事者になる可能性が常にあります。幼いころから年齢に相応しい方法で障害及び障害者に関する正しい知識を深めることが大切と考えます。</p> <p>(教育) 第 10 条は障害児に関する特別支援の学校教育が主体です。(相互理解の促進) 第 9 条は生涯に亘る障害に対する条文です。シンポジウムで示された第 1 案を第 9 条にしてください。</p>	<p>差別解消法第 5 条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	第 2 条	<p>● (定義) 第 2 条</p> <p>(4) 差別 <u>正当な理由なく</u>、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べ不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。</p> <p>「正当な理由」があれば差別してもよいとも受け取られます。「正当な理由」をしっかりと定義又は説明しないと混乱を招きます。(差別の禁止等) 第 6 条「何人も、障害者に対し差別をしてはならない。」には「<u>正当な理由なく</u>」の文面が入っていないので矛盾します。</p> <p>また、東京都条例(案)は「差別」を定義していません。八王子市条例は「差別」を定義していますが、「<u>正当な理由なく</u>」の文面は入っていません。</p> <p>混乱を招かないためには、「差別」の定義を削除するか、または「<u>正当な理由なく</u>」の文面を</p>	<p>内閣府の基本方針の「第 2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「2 不当な差別的取扱い」の「(2) 正当な理由の判断の視点」の中に記されています。</p> <p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>

	削除してください。	
第9条	<p>●（相互理解の促進）第9条</p> <p>2017年7月の自立支援協議会最終案には八王子市条例と同じ条項が入っていましたが、パブリックコメント案では削除されています。なぜ削除したのか説明していただきたい。</p> <p>小金井市条例にも八王子市条例と同様の条文を2項に追加してください。</p> <p>第9条2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害、障害者及び共生社会についての正しい知識と理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。</p> <p>八王子市は平成24年4月1日に八王子市障害者差別禁止条例を都内では先駆けて実施しました。平成28年4月1日には同条例を改正しました。障害理解教育に関する改正の理由は次の通りです。</p> <p>「条例施行以降の活動の中で、障害者に対する差別をなくすためには、障害及び障害者を理解することが必要であり、特に、子どものころから理解を進めることが大切であると認識したことから、児童及び生徒の障害理解教育に教育委員会と連携して取り組む旨を条例に明記した。（差別解消法の国基本方針に準拠）</p> <p>具体的には、小学生向けの障害理解のガイドブック及び学習指導案並びに障害理解教育に参加してくれる事業者や障害者団体のリストを作成するなどの準備を進め、29年度から授業の中などで活用できるようにする。」</p>	<p>条例案につきましては、地域自立支援協議会の意見を踏まえつつ、差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施しますので、このようにしています。</p> <p>条例案第9条の「市民」は、児童及び生徒も含むものと考えております。</p> <p>また、条例案第10条第2項により、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育」については、規定しております。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
第10条 第1項	<p>●（教育）第10条1項</p> <p>「市は障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられよう、合理的配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする。」</p> <p>「障害に応じた教育」では、障害のない幼児、児童及び生徒とは別に障害別に分けた教育を受けるとも受け取られますので、パブリックコメント第2案の「個々に応じた教育」にして</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p>

	<p>ください。</p> <p>「合理的配慮のために必要な」の「必要」、パブリックコメント第2案の「基礎」という文面は、(合理的配慮)第8条との整合条不要ですので削除してください。また、努力義務になっていますが、(市の責務)第4条は義務になっていますので訂正してください。</p> <p>パブリックコメント第2案1項を次のように修正してください。</p> <p>第10条 市は障害の有無にかかわらず、全ての児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童及び生徒が個々に応じた教育を受けられるようにするため、合理的な配慮のために環境を整える。</p>	<p>条例案の「個々の障害に応じた教育」とは、別の教育を受けるということではなく、個々にある障がいに対して、それに応じた教育と考えますので、このようにしています。</p> <p>教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となります。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
<p>第10条 第2項</p>	<p>●(教育)第10条2項</p> <p>「市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。」</p> <p>シンポジウムで提示された第2案とは異なりますが、いずれも関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実重点をおいています。幼児、児童、生徒の教育を実施することに重点を置き、教育内容は関係職員の特別支援教育等に限定すべきでないと思います。関係職員による教育に限定せず、(市民等の責務)第5条で示されているように市民及び事業者の協力も、共に学び共に生きるために大切であると考えます。</p> <p>第10条2項を次のように修正してください。</p> <p>第10章2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が重要と認識し、その実施のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
<p>付則</p>	<p>●付則(検討)2</p> <p>市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、<u>必要があると認めるときは</u>、この条例の規定について検討を加え、その結果について</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます(特定相談・助言・あっせん等)。そのため、必要があると認めるときに、必要な措置が柔軟にできるようにと考えますので、このよ</p>

	<p>て必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>「市長は必要があると認めるときは」は市長が必要と認めない時は検討が不要ということになります。今回の条例は完成度が 100 パーセントとは思えません。3 年を目途に条例の施行の状況等を見直し検討する必要があります。検討結果必要であれば条例の改正等を行えばよいと思います。</p> <p>八王子市条例は平成 24 年 4 月 1 日に施行し、1 年後の平成 25 年 4 月 1 日改正、さらに 3 年後の平成 28 年 4 月 1 日改正しました。附則には施行後 3 年を目途として検討を加えることは書いていますが、「必要があると認めるときは」の文面はありません。</p> <p>付則 2（検討）2「必要があると認めるときは」は削除してください。</p>	<p>うにしています。</p>
41	<p>全般</p> <p>私の娘は緑小六年生ダウン症をもっています。 共に学び共に育つとはなんでしょう。 娘はただそこにいた。 通級もさせて貰えず友人たちからは子ども扱い。 大人の姿を見て学びます。 学校は社会の縮図です。 先生は子どもたちが真似をする見本です。 小金井市は分離教育へまっすぐに進んでいて共生へ向かっているようには全く思えません。 中学も緑中普通級へみんなと一緒にいいと娘はいいいます。 しかし中学に受け入れ体制はないです。 通級もできず。 また三年間いるだけでしょうか この条例がただの字にすぎなくならないようにどうしたらいいのでしょうか？ 小金井市は今変わらなければとんでもないことになります。 努力しどんなひとと共に生きる小金井市にしっかりと生きていきましょう！ 市民と公務員が協力する必要があるとおおきくあります。 引っ越しして六年学校現場の怖さを感じています。 いいことや学力重視が北側の子どもの自殺に繋がっているとおもいます。 どんなこも認められ自己肯定感がしっかりあればこのようなことにならずにすみます。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>

		子どもをどんなにも大切にしてください。	
42	第2条 (3)	①2条(3)後半の「ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。」について、「社会通念上」の定義があいまいである。内閣府の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づいて、過重な負担の場合、代替策も含めて建設的に対話する旨、ガイドラインに明記すべきである。	差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。
	第2条 (4)	? 2条? 差別の定義において、「・・・ 不当な取扱いをし、又はしようとする事～」とあるが、「不当な取扱い」の概念が不明瞭。これも、上記基本方針に書かれているよう、「障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること」と明確にガイドラインに規定すべきである。	「不当な差別的取扱い」については、内閣府の基本方針の「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「2 不当な差別的取扱い」の中に記されています。 差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見として、いただきます。
	第10条 第1	③第10条1「合理的な配慮のために必要な環境を整えるよう努めるようにする」が論理矛盾している。国連障害者権利条約では、合理的配慮は即自的な義務です。義務を果たすための環境の整備が努力義務では、義務を果たせなくても果たせません。努力義務ではなく法的義務にすべき。	差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。
	第10条 第2	④第10条2特別支援教育の研修は文部科学省及び教育委員会により実施されているので市の施策としては必要ないと思われる。あえて書くならば、「特別支援教育等」ではなく「障害者権利条約」にすべき。 また、市の研修について書くならば、ここではなく第9条に書くべき。その際には、特別支援教育等ではなく、「障害者権利条約等」にすべきことは同様。	差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このよう

			<p>にしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	第 12 条	<p>⑤第 12 条紛争解決の手段として権限が少ない。せめて、内閣府基本方針にのっとり、「助言又はあっせん」ではなく「助言、指導及びあっせん」とすべき。</p>	<p>この条例では、障がいのある人に対する差別に関する事案が発生した場合には、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としています。</p> <p>しかし、当事者間で解決が困難であるときは、基幹相談支援センターや地域自立支援協議会が、差別に該当する事案（対象事案）の内容、対象事案の関係者の状況等を総合的に勘案した上で、解決策を探っていくこととなります。</p> <p>共生社会の実現を目指す条例であるため、差別した者に対して指導をすることは考えておりません。</p> <p>なお、正当な理由がなく、助言又はあっせんに従わない者に対しての勧告の規定（第 15 条）を設けています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
43	第 11 条～第 15 条	<p>・第 11 条から第 15 条に定められた特定相談からの救済措置について、これが機能として実現できるように、地域自立支援協議会等の体制をきちんと整えてください。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます（特定相談・助言・あっせん等）。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
	付則	<p>・付則 1 に定められているように施行期日、平成 30 年 4 月 1 日を守ってください。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約 3 年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では 3 年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を 2 回行っていますので、条例施行に向けて努力していき</p>

			たいと思います。 貴重なご意見としていただきます。
44	第9条	<p>9条相互理解の促進について</p> <p>第3条の基本理念を具体的施策として実施する必要があり第9条相互理解の促進が対応しています。障害についての知識及び障害者に対する理解を深めるためには教育が不可欠であり、子供のころから年齢にふさわしい方法で障害及障害者に関する正しい知識を深めることが大切です。</p> <p>そのために、八王子市が条例改正時にその必要性を実感して追加したのと同様に子供の障害理解教育を入れていただきたいと思ひます。</p>	<p>条例案につきましては、地域自立支援協議会の意見を踏まえつつ、差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施しますので、このようにしています。</p> <p>条例案第9条の「市民」は、児童及び生徒も含むものと考えております。</p> <p>また、条例案第10条第2項により、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育」については、規定しております。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
	第10条	<p>10条教育について</p> <p>前文にもあるように人間の尊厳性、基本的人権、教育の理念を踏まえると「教職員による障害者教育」のように教育を限定的に捉えるべきではありません。</p> <p>教職員だけでなく家庭や地域全体で行なう障害や障害者を理解し共に生きるための障害者教育でなければならないと考えます。</p> <p>「教職員による障害者教育」に限定するとすれば、小金井市民の見識が疑われます。小金井市として恥ずかしいことにならないように条例制定に努めていただきたいと思ひます。</p>	<p>差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>条例(案)第9条に、「市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」と定めています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
45	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例はとても重要です。議会でも十分議論した上で成立してください。 	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジ</p>

			<p>ウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていきますので、条例施行に向けて努力していききたいと思います。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	第2条(4)	<p>・定義 第2条(4)差別の冒頭 「正当な理由なく、障害を理由として、～」となっていますが「正当な理由なく」は必要ありませんので削除してください。 「障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう」にしてください。</p>	<p>内閣府の基本方針の「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「2 不当な差別的取扱い」の「(2) 正当な理由の判断の視点」の中に記されています。</p> <p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
46	全般	<p>・たくさんの会議おつかれさまでした。 もう少し検討が必要なのかな・・・とも感じますが、H30年4月1日施行がゴールではなく、スタートという意味でまずは、施行できたら良いと思います。</p>	<p>地域自立支援協議会では、約3年にわたり協議を続けてきました。さらに、障害者週間では3年連続で障害者差別解消についてのシンポジウムを行い、昨年、市民意見交換会を2回行っていきますので、条例施行に向けて努力していききたいと思います。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	付則	<p>・最後の付則（検討）で、「3年を目途として・・・必要があると認める時は・・・」とありますが、条例が施行してしまうと見直しが難しくなるかもしれませんが、何年を目途にと決めず、あるいは早い時期に行えと、より良い条例になっていくのではないのでしょうか。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます。</p> <p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>
47	全般	<p>私には網膜色素変性症になった40年来の友人がいます。徐々に視野が失われて行く彼女をずっと見て来ました。 10年くらい前、盲導犬を連れて食堂へ入ろうとしました。でもお店の人は「食べ物を扱っているのに犬はちょっと・・・」と入口で断わられてしまいました。 たった10年前でも盲導犬を犬としか見ない人もいたのです。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>

	<p>障害があることが目に見える人、見た目は健常者と変わらない人もいらっしゃいます。(健常者という言葉も友人がいたから覚えた言葉です)</p> <p>実は差別しているつもりはなくても知識をもっていない為に何をしても良いか、どう考えたら良いかわからないことが多いのではないのでしょうか。</p> <p>「心のバリアフリー」と良く言われますが、偏見をなくす為に知識を身につけたり、障害のある方と接してみたりしないとなかなか我が事のように感じることができない様に思います。</p> <p>小金井市に住んで良かった！！小金井市で暮らせて幸せ！！と思える条例となります様、願っております。</p>	
48	<p>全般</p> <p>①条例（案）について</p> <p>…これを読んでも理解する人はいますか？出来れば、周知啓発のために条例解説集や「わかりやすい版」パンフレットを作成し、配布した方が良いと思います。</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>第3条</p> <p>②（定義）</p> <p>…「意思表示」が出来ない知的・精神障害者等に対して支援や家族が代弁できることを入れて欲しい。</p>	<p>条例（案）第11条に、「障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる」と定めています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	<p>全般</p> <p>③（合理的な配慮）</p> <p>1.出来れば具体的な配慮例を入れて欲しい。</p> <p>2.年齢関係なく、公立幼稚園や認可保育所にも障害児受け入れ枠を拡げて欲しい。</p> <p>3.災害時、聴覚障害者からボランティア申込があった場合も受け入れる配慮をして欲しい</p> <p>4.電話での問合せや注文・予約・申込が出来ない人には、それに代わる手段としてFAXやメールで対応する配慮をして欲しい。(聴覚障害)</p>	<p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>第8条</p> <p>④（合理的な配慮 or 定義）</p> <p>…言語（手話）の他、点字、筆談、実物の提示、身振りやサイン等による合図によって伝える（知的・精神障害等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族や支援者が本人を補佐して行う意志の表明も含む。という文言を入れて欲しい。</p>	<p>条例（案）第11条に、「障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる」と定めています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>

	第4条	⑤市の責務等 「市はその責務等を果たすために必要な財政上の措置を講じる。」という文言を入れて欲しい。	差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。 貴重なご意見としていただきます。
49	第10条2	(教育)第10条2項について 条文に「行われるよう」とあるが、小金井市の障害者教育によれば少なくとも平成17年から既に行われていることであり、「関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図る」も必要な措置のうちの一つでしかありません。 (教育)第10条2項の条文は幼児、児童及び生徒への障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が重要と認識し、その実施のために関係機関と連携し必要な措置を講ずるものとする。」今回の条例(基本理念)3条2項で「障害及び障害者に対する理解を広げる取り組みと不可分のもの」と書かれているのですから是非お願いします。	差別解消法第5条に「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とあり、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。 関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。 貴重なご意見としていただきます。
	全般	第5条(市民等の責務)で市民の責務をうたうならば、責務を全うできるよう広くこの条例を知らしめることを重要視してほしいです。そのために第9条(相互理解の促進)での普及啓発ここをそのようにしていくか・・・これが大事だと思います。市民の大多数に当たり前のようにこの条例を知らしめることももっと強く盛りこんでほしい。	貴重なご意見としていただきます。 ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。
50	第10条第2項	また第10条(教育)の2、幼児、児童、生徒への教育が行われることにつき、保護者への周知に言及できないものかと思います。	条例(案)第5条に、市民・事業者責務として「共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。」と定めています。 また、条例(案)第9条に、「市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」と定

			<p>めています。</p> <p>条例（案）第10条第2項については、関連法規等との調和・整合を図りつつ実施しますので、このようにしています。</p> <p>関係職員への研修などの環境整備に努めることは、「幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われる」ことにつながると考えております。</p> <p>ご意見につきましては、周知・啓発等の際の参考とさせていただきます。</p>
51	全般	<p>障害者教育にも力を入れて予算をたてて欲しい。</p> <p>今の状態だと、行っている学校、やってない学校ばらつきがあります。</p> <p>全小中学校平等に指導をお願いします。</p>	<p>条例（案）第4条にて、市の責務を定めております。</p> <p>差別解消法をはじめとした、関連法規等との調和・整合を図りながら実施できるよう、このようにしています。</p> <p>貴重なご意見としていただきます。</p>
	全般	<p>全体窓口は市役所福祉課にして欲しい。</p> <p>きらりなど自由に選択ができるが、まず、福祉課→各施設に紹介、指導をして欲しいです。</p>	<p>個別具体的な内容については、市自立生活支援課や、障害者地域自立生活支援センターにてご相談をお受けします。</p> <p>貴重なご意見として、いただきます。</p>
	付則	<p>「3年を目途に見直しをする必要がある」のではなく、常に問題や条例の見直しをして欲しいです。</p> <p>市役所の人事異動・担当変更は2年毎、3年毎に変わられる傾向が見られ、条例でおきた問題や見直ししたほうがいいところをそのままにするのではなく、常に見直しをすれば、条例も書類の条例ではなく私達市民によりそう身近な条例になるのではないのでしょうか。</p>	<p>条例制定後も地域自立支援協議会の意見を伺いながら、市長が差別解消の取り組みを行っていきます。</p> <p>条例（案）本文についてのご意見ではありませんが、関連のある内容であるため、貴重なご意見としていただきます。</p>

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に○件）と表示します。